

目次

法人会の理念



法人会は税のオピニオンリーダーとして

企業の発展を支援し

地域の振興に寄与し

国と社会の繁栄に貢献する

経営者の団体である

秋の叙勲「黄綬褒章」受章/納税表彰/(公財)がんの子どもを守る会から感謝状	1
第2回法人学校	2
20歳未満の者の飲酒・喫煙防止キャンペーンへの取組	3
令和3年度 租税教室	4
第24回チャリティーゴルフ大会	5
みどりのカーテン事業「ゴーヤ写真コンテスト」	6・7
令和3年度 市民公開講演会	8
令和4年度 税制改正に関する提言書 提出	9
令和4年度 税制改正に関する提言(要約)	10・11
令和3年度 吉賀支部・津和野支部巡回連絡協議会開催	12
津和野支部・吉賀支部 清掃活動	13
税に関する「絵はがき」「習字」コンクール表彰	14・15
第35回法人会全国青年の集い「佐賀大会」	16
秋の植栽/会員募集	17
自由広場インタビュー(学校法人 益田永島学園 明誠高等学校)	18
自由広場インタビュー(榎山牛)	19
自由広場インタビュー(石見神楽保存会久城社中)	20
益田税務署 税務コーナー	21・22
益田税務署 税務コーナー	23・24
益田市からのお知らせ	25
中国税理士会益田支部からのお知らせ	26

表紙紹介

■はまぐり(鴨島はまぐり)

川の清らかな透き通った水と河口で交差する美しい日本海の荒波の中で自然に生育した「はまぐり」は大きく、身はプリツとしている。日本でも島根県益田市は数少ないはまぐりの産地。この益田産のはまぐりを「鴨島はまぐり(体長7.0cm以上)」と名付けている。

■鮎(あゆ)

鮎がいる高津川は、全国で唯一ダムのない一級河川。高い水質を誇り、清流日本一に輝いている。そこで育った鮎は、香り・味ともに最高で高い評価を得ている。

■ゆず

昭和50年代から益田市美都町内で栽培。今ではゆずの里「美都」として知られるようになった。加工品は40種類以上あり全国で販売。地元にある温泉「湯元館」では季節限定で「ゆず湯」をしている。また、近くの国道191号線沿いにある道の駅「サエハ美都」では爽やかなジュース「ゆずっこ」や「ゆずらーめん」等の加工品が販売されている。

■とまと

豊富な太陽光と日本海の潮風を受け、「安心」「安全」「甘さたっぷり」の美味しいトマト。4月下旬から12月中旬頃まで栽培。県下一の生産量を誇っている。

裏表紙紹介

■鷲原八幡宮

鎌倉鶴ヶ岡八幡宮を勧請して建立され600年の歴史があります。社殿は桃山時代に建てられた神社社殿建築で工法や形式、配置など地方特有の特徴を残すことから国指定重要文化財に指定されています。また、桜、楓の名所として親しまれ、境内には日本で唯一原型を残す流鏝馬馬場があります。

■雄滝・雌滝

『夫婦円満、縁結びにまつわる言い伝えが残る滝。勇壮な三段の雄滝と、それとは対照的に優美な雌滝があります。夏でも清涼感を感じることができます。また途中には、津和野藩主第十一代の亀井茲監(これみ)という殿様とその奥方様がこの滝を観に行く途中に必ず喉を潤し持ち帰ったという 殿様水 が今でも滾々と湧き出ています。』

■大野原運動交流広場

高津川沿いに広がるスポーツ施設で、緑と澄み切った大気につつまれた広大な敷地の中に、テニスコート、ゲートボール場(人工芝、夜間照明施設付き)、ゴルフ練習場(16打席、夜間照明施設付き)、多目的グラウンド、親水広場などが整備され、町民や周辺の人々のスポーツや健康づくりの場として親しまれています。

■カタクリの里

カタクリはユリ科の多年生草本で、県道を深谷大橋に向かう途中の樋口地区の民家の裏山に自生し、3月下旬から4月上旬にかけて、陽の光を受けると薄紫やピンクの花を咲かせます。毎年3月下旬から4月初旬にかけて、「かたくり祭り」が開催されます。

■比礼振山(権現山)より益田市街を望む

比礼振山は、北仙道地区に位置し馬の鞍の形をした山(標高358.8メートルです。山の南側は急激な稜線が益田川に落ち込んでおり北麓は低い丘を従えて複雑な地形を作っています。権現山(ごんげんさん)とも呼ばれています。山頂からは益田市街地や日本海、萩・石見空港等が眺めることができ、絶景です。

おめでとうございます!!

秋の叙勲「黄綬褒章」を受章



当会監事の竹本 正義氏（島根益田信用組合 理事長）は、永年にわたり金融業界の発展のため、その道一筋に精励されたご功績により、令和3年秋の褒章におきまして「黄綬褒章」受章の榮譽に輝かれました。法人会一同、衷心より慶賀申し上げます。



令和3年度 納税表彰

令和3年11月令和3年度納税表彰が行われました。本年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から納税表彰式は中止となり、個別に表彰が行われました。

表彰は、法人会の活動を通じて申告納税制度の普及に尽力され、納税道義の高揚や租税教育の推進等に多大なる貢献をされた各位に対して、中野益田税務署長より表彰状、感謝状がそれぞれ授与されました。

受賞された皆様の益々のご活躍を祈念致します。表彰状・感謝状を授与された方々は、次のとおりです。



益田税務署長 表彰
岡崎 亨（理事）



益田税務署長 感謝状
大畑 勉（常任理事）



益田税務署長 法人感謝状
小河 吉彦（理事）

「がんの子どもを守る会」より感謝状授与

～ チャリティーゴルフ大会を通じた社会貢献活動 ～

令和3年10月14日第33回理事会の場において公益財団法人がんの子どもを守る会（理事長山下公輔氏）より感謝状を頂きました。

これは、益田法人会が主催するチャリティーゴルフ大会（青年部会主管）において社会貢献活動の一環として平成19年度 第10回大会（15周年記念ゴルフ）から「公益財団法人がんの子どもを守る会」に寄付しているもの。

この度、永年の貢献活動が認められ本会が感謝状を授与されました。



第2回 法人学校開校

9月2日（木）益田商工会議所3階大会議室において、令和3年度第2回法人学校を開校しました。

第2回目の講師は、益田税務署 署長 中野和則様をお迎えして「お酒と税」について講演をいただきました。

講演は、①国税庁の機構と任務、②酒類業界を巡る状況、③酒類業界の課題と国税庁の取組、④酒税の歴史、⑤お酒の歴史、⑥結びの構成で行われました。

最初の①では、税金の賦課や徴収のほか酒税を取扱う所管官庁として、「酒類業調整官」という役職の職員が在籍し、酒類業の健全な発達のため、酒類の醸造技術の研究・開発や酒類の品質・安全性の確保を図るなど、需要拡大への取組や20歳未満の飲酒防止の周知活動等、お酒に関する行政指導を担当していることを知りました。②では、「酒税収入」は、日本の人口減少による国内市場の縮小、高度経済成長後における消費者の低価格志向（新ジャンル、第三のビール等）、ライフスタイルの変化や嗜好の多様化により、全体としては減少しているものの、毎年大幅な減少がない安定した租税収入として引き続き重要な役割を果たしている。他方、「酒類の輸出」は、清酒、ウイスキー日本産酒類の国際的な評価の高まりを背景に、平成24年以降9年連続で過去最高を記録。輸出金額ではウイスキーが約271億円と最も多く、次いで清酒が約241億円となり、輸出国は、アメリカ合衆国を抜いて中華人民共和国が第1位となる等、国内外における日本産酒類の需要と供給の現状について理解することができました。③では、醸造技術の活用と人材の確保等、酒類業の振興やコンプライアンスの確保等の課題に対応するための取組の一環として、酒類や農産物について、ある特定の産地ならではの特性、品質や社会的評価等が確立されている場合に、当該産地内で生産され一定の生産基準を満たした商品だけが、その産地名を独占的に名乗ることができる「地理的表示（GI制度）」の活用を促進。国税庁では、国内外における酒類のブランド価値向上等の観点から、地理的表示の指定、普及拡大を図るため、指定に向けた相談等に対して説明会、パンフレット等の広報媒体の作成や支援を行い、令和3年6月30日現在21件がGIの指定を受けている。次に「輸出拡大実行戦略」については、酒類市場は世界全体で100兆円を超える規模があると言われていたが、日本産酒類の輸出額は、世界の酒類市場の0.1%にも満たない規模に留まっているなど、国税庁の酒類業の健全な発達に向けた取組として、認知度向上や販路拡大及び政府間協議による輸出障壁の解消や輸出証明書の発行等、日本産酒類業の振興等への取組について認識を深めました。④では、酒類に対して初めて課税されたのは、約670年前の室町時代とされ、酒税はその地位を保ち国の税収を支えた。明治32年には間接税を中心に増税が行われ、酒税の国税に占める割合が35.5%となり、それまで国内の税収のトップであった地租を抜いて国税の税収第1位となった。以後第1次世界大戦の大戦景気後の低迷を経て、昭和15年頃まで酒税が国を支えた時代となった。昭和28年酒税法が全文改正となり、現在の酒税法が確立される等、日本の財政を支えた酒税の変遷について理解することができました。⑤では、1300年前、奈良時代に編纂された出雲国風土記に、この地の神々が集まって酒造りを行い180日に渡り酒宴を出雲市の佐香神社（松尾神社）で開いたという記述が残っており、「島根県が日本酒発祥の地」と呼ばれている等、お酒の歴史について認識を深めました。最後の⑥では、国税庁酒類業の主管官庁として、酒税の保全と酒類業の健全な発達を図るため、消費者や酒類産業を展望した合法的な施策を行うために、20歳未満の者の飲酒防止等の社会的要請に対応する取り組みを行い、20歳未満の者の飲酒防止に向けた啓発ポスターやパンフレットを作成するほか、毎年4月を「20歳未満の者飲酒防止月間」と定め、関係省庁、機関、団体と連携して活動を行う等、国税庁（税務署）が行う啓発活動について知ることができました。

本講演を通じ、過去の歴史から酒類業の振興と国の租税収入との関係を理解するとともに、酒類業を支えるため、国税庁（税務署）が行う様々な取組について、認識を深めることができました。

最後に皆さん、お酒は20歳になってから！ 飲酒は、健康面を考慮して適量を楽しく！



20歳未満の者の飲酒・喫煙防止キャンペーンへの取組

本事業は明日を担う青少年が健全に育成される社会環境を作ることを目的とし、ポケットティッシュを配布して「①20歳未満の者の飲酒喫煙は法律で禁止されていること」「②酒・たばこ販売店においては、年齢確認を実施していること」について再認識して頂ければと思っています。

近年増加している青少年の非行や20歳未満の飲酒・喫煙は大人をはじめ社会全体の規範意識の低下が大きな影響を与えているものと考えられます。こうした中、私たち地域社会に貢献する団体として、関係省庁及び関係民間団体の協力の下、地域の方々と一体となって啓発活動を実践することが必要ではないかと考え行っている事業です。

本来であれば各高校の校門前において登校する生徒の皆さんに飲酒・喫煙防止について呼び掛けを行い、認識を深めて頂くところですが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため従来どおりの活動を中止し、各学校の協力を得て学校から啓発用のチラシやポケットティッシュを生徒の皆様へ配布して頂くことになりました。コロナ禍にあって活動等の中止や延期等、制限が多い昨今、学校と各団体等の協力により、本キャンペーンの目的とする青少年の健全な育成に資する啓発活動が実施できたことに感謝申し上げます。

最後にご協力頂きました広島国税局・松江税務署、益田税務署、出雲小売酒販組合、出雲たばこ販売協同組合、学校関係者の皆様ご協力ありがとうございました。

[吉賀高校]



[津和野高校]



租 税 教 室

益田法人会は、社会貢献事業の一環として小学6年生を対象に租税教室を開催しました。

今回で17年目となる租税教室は、新型コロナウイルス感染防止のため、教室の換気やフェイスシールドの着用（マスク併用）、消毒など感染防止策を整えた環境の中で授業を開催しました。

今年は、小学校の教育スケジュールが変更され4月から租税教室が開始され、今回で5校目となる高津小学校において「税金の大切さ」「何故、税金が必要なのか?」「主な税金の種類としくみ」などをスライドとDVDを使用して分かり易く説明しました。

No	開催日	曜日	学校名	組	人数	回数	講師（敬称略）	
							会社名	氏 名
5	9月16日	木	高津小学校	2	25	9	竹内会計（有）	竹内 宏規
				1	25	10	（資）三木屋	市原 浩
				3	27	11	（有）リバティ	川上 幸美
小 計					77		（講師 3名）	

※ 2月以降に小学校1校、中学校1校の租税教室を行う予定です。講師の皆さんよろしくお願ひします。

★☆☆☆☆ 高津小学校租税教室の様子（9月16日）☆☆☆☆★



第9回 6年2組 講師 竹内宏規 さん



第10回 6年1組 講師 市原浩 さん



第11回 6年3組 講師 川上幸美 さん

G. 日本で本当にあった税金はどれ？



第24回チャリティーゴルフ大会開催

9月25日萩・石見カントリー倶楽部において第24回チャリティーゴルフ大会を行いました。当日は、秋晴れ！絶好のゴルフ日和となりました。総勢46組173名の方々が本大会に参加し、腕前を存分に発揮するとともに会員相互の親睦を深めることができました。

本大会の開催に際しては、大同生命保険(株)山陰支社様、A I G損害保険(株)山陰支店様、アフラック生命保険(株)島根支社様、(株)メイワ様の協賛を頂きました。また、チャリティーホールでは、アフラック生命保険(株)様のご協力を得て「がんの子供を守る会のアフラックペアレンツハウス」基金へ寄付させて頂きました。寄付を頂いた皆様の温かい気持ちに感謝いたします。

本大会の開催にご協力を頂いた関係各位に感謝申し上げますとともに計画から実施までを担当した実行委員の皆様大変ありがとうございました。



【成績】

優勝	岩崎 晃治	B G賞	島田 弘和
2位	長嶺 克己		〈レディース〉
3位	佐々木真孝	1位	熊谷 京子
4位	増野 泰樹	2位	松浦 洋子
5位	竹内 優機	3位	山田美代子



吉賀町社会福祉施設協議会へ募金

10月4日ゴルフ大会参加費の一部を歳末たすけあいにて在宅高齢者・障害者へのお見舞金の一部として吉賀町社会福祉協議会（会長 石井 澄男氏）へ募金しました。



「みどりのカーテン」事業 ～ゴーヤ写真コンテスト開催！～

社会貢献活動「みどりのカーテン」事業は今年で13年目を迎えました。今回は約140の事業所・個人の方々にゴーヤ苗を配布し、写真コンテストへは58社（個人を含む。）のご応募を頂きました。応募作品は、各事業所・個人の皆様が小さな苗の段階から大切に育てた素晴らしいゴーヤカーテンの作品が多数寄せられました。応募作品の選考は、益田税務署のご協力を得て益田法人会 会長賞、最優秀賞、優秀賞、社会貢献委員会賞を選考しました。選考結果は、以下のとおりです。猛暑が続く近年、主旨にご賛同頂いた多くの事業所・個人の皆様のお陰で本年も無事にゴーヤ写真コンテストが開催できましたこと心より感謝申し上げます。また、ご協力を頂いた関係各位にお礼を申し上げます。作品は、株式会社キヌヤ益田ショッピングセンター2階催事場において、9月27日～10月7日までの間応募作品の展示会を行い多くの市民の皆様に見て頂き、エコ活動の輪を広げていきたいと思っております。

■入賞■

- ① 会長賞 株翠祥堂島根店
- ② 最優秀賞 豊田賀嗣・松が丘病院ディケア・田原資材(株)
- ③ 優秀賞 丸共建材(株)・(株)和崎自動車・カットハウスドリーム・大畑仁喜・大畑美弥子
川崎審爾・やまねお出かけ介護タクシー・(株)メイワ・JAしまね西いわみ地区本部
さんさん牧場
- ④ 社会貢献賞 岩本勇・どさん子森・イワタニ島根(株) 益田支店

■参加賞■

(株)丸田・特別養護老人ホーム星の里・野中邦子(日本生命)・永戸かおり(日本生命)・齋藤真弓(日本生命)
石田利明(日本生命)・(有)羽柴商事・今見屋不動産・野間美智恵(日本生命)・大谷理容所・(株)藤井測量設計
ホンダカーズ石見高津店・(有)水津酒場・益田重機運輸・福原道夫・齋藤世津子(日本生命)・岡崎富士男
齋藤弘子(日本生命)・増野幸枝・竹内会計(有)・三好悦子・沖田明子・和田恵美・大中真澄・山形洋裁店
石見空港ターミナルビル(株)・北陽電気工事(株)・珈樹・(株)ソコロシステムズ・レフティーズ・レザークラフト
長嶺建設(株)・安野産業(株)・ガスエナジーイマミヤ・石川勇作・雪舟窯元・明星保育園・田中百合子
久保春奈・城市恵子・(株)大建コンサルタント、医療法人永瀬脳外科小規模多機能ホームすみよし
(敬称略・順不同)

ゴーヤ写真展示の様子



会長賞

..... 株翠祥堂島根店

(敬称略)



最優秀賞

..... 豊田賀嗣



松が丘病院ディケア



田原資材株



優秀賞

..... 丸共建材株



株和崎自動車



カットハウスドリーム



大畑仁喜



大畑美弥子



川崎審爾



やまねお出かけ介護タクシー



株メイワ



J Aしまね西いわみ地区本部



さんさん牧場



社会貢献賞

..... 岩本勇



どさん子森



イワタニ島根株 益田支店



令和3年度 市民公開講演会

～ モーリー・ロバートソン氏の講演会 437人が聴講～

10月30日（土）グラントワ大ホールにおいて、令和3年度市民公開講演会を行いました。

講師には、国際ジャーナリスト モーリー・ロバートソン氏をお招きして「今、世界で日本で何がおきているのか」～メディアでは伝えきれない本当のこと～について講演をいただきました。

講演は、令和の時代における国際情勢の現状と今後の動向、経済発展に起因した社会問題及び地球温暖化等の環境問題など、日々変化し続ける世界情勢を多くの経験をもとに分かりやすく解説され、聴講者も熱心にモーリー氏の話に耳を傾けられていました。



令和4年度 税制改正に関する提言

11月8日（月）に益田市の山本市長、河野市議会議員、和田市議会副議長、17日（水）に吉賀町の岩本町長、24日（水）に津和野町の下森町長に対して全法連より各単位会に送付された「令和4年度税制改正に関する提言」に基づく、税制改正事項の実現に向けた提言活動を行いました。

令和4年度税制改正スローガン

- ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、税財政改革の実現を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
- コロナの影響はまだ残る。深刻な打撃を受ける中小企業に、実効性のある対策を！
- 中小企業にとって 事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！

◆ 益田市・益田市議会へ提言活動する森本会長・大石税制委員長（11月8日（月））



◆ 吉賀町長へ提言活動する吉本吉賀支部長（11月17日（水））



◆ 津和野町長へ提言活動する中谷津和野支部長（11月24日（水））



令和4年度税制改正に関する提言（要約）

〈基本的な課題〉

I. 税・財政改革のあり方

- 膨大なコロナ対策費は先進諸国においても財政を悪化させた。しかし、その借金返済について議論がなされていない日本と違って、米国、英国、ドイツ等では償還財源を含めた大枠の返済計画を示し始めている。我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう議論が必要である。
- 我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。コロナ禍の克服は難題ではあるが、早期に解決の道筋をつけ、我が国本来の「中福祉・中負担」を目指した税財政改革によって持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立に取り組まなければならない。

1. 財政健全化に向けて

- 2025年度は団塊の世代がすべて75歳の後期高齢者となる節目の年であり、社会保障給付の急増が見込まれる「2025年問題」と称されている。政府が歳出・歳入の一体改革に本気で取り組めば、2025年度のPB黒字化は決して達成できない目標ではないことを強調しておく。
- (1) 感染症拡大が収束段階になった際には、税制だけではなく大胆な規制緩和を行うなど、スピード感をもって日本経済の本格的な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。
- (2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (3) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- 社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないかぎり、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化は達成できない。
- 社会保障は「自助」「公助」「共助」が基本である。これを踏まえ公平性を確保したうえでその役割と範囲を改めて見直す必要がある。
- 次なる新型コロナウイルスが発生した場合に備える意味でも、抜本的な医療制度改革の議論を開始する必要がある。
- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。令和4年度は診療報酬の改定年となるが、給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4) 生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

- 地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削り、以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。
- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

- マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は制度の意義等の周知に努め、その定着に

向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

5. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

- 政府は「骨太の方針2021」で、先進各国の後塵を拝しているデジタル化や世界的な潮流に遅れを取っている脱炭素化を柱に掲げ、成長と構造転換を図る考えを打ち出した。その方向性は理解できるが、もっと具体的な工程を早急に示すべきである。

1. 新型コロナウイルスへの対応

- 中小企業は我が国企業の大半を占め、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献している。いわば経済社会の土台ともいえる存在であり、これが立ち行かなくなれば、経済全体にとっても取り返しのつかない事態に陥る。政府と自治体は複雑で多岐にわたるコロナ対策の周知・広報を徹底するとともに、申請手続きの簡便化やスピーディーな給付を行い、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和4年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

(3) 中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（生産性向上特別措置法）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

3. 事業承継税制の拡充

- 我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

① 猶予制度ではなく免除制度に改める。

② 新型コロナウイルスの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、新型コロナウイルスの影響により事業承継の時期を延期せざるを得ないケースもあることから、特例承継計画の提出期限（令和5年3月末日）および特例措置の適用期限（令和9年12月末日）を延長すべきである。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいこと等を考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。

4. 消費税への対応

- 消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび収確保などの観点から問題が多い。このため、

かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (2) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。
- (3) 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、本年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。新型コロナウイルスは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらしており、さらなる事務負担を求めれば休業業を加速することになりかねない。現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。

III. 地方のあり方

- ・今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さや行政組織間の意思疎通不足、病院間の特性に応じた役割分担がなされていなかったことが浮き彫りとなった。これを機に、緊急時の医療体制を整備する必要があるが、そのためには国と地方、さらに自治体間の情報共有が不可欠であり、改めて広域行政の必要性を強調しておくたい。
 - ・地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。
- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。
 - (2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
 - (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
 - (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
 - (5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興等

- ・政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間を「第2期復興・創生期間」と位置付け、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期することとしている。そのためにはこれまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。
- ・また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離した、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

V. その他

1. 納税環境の整備
2. 環境問題に対する税制上の対応
欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われる必要がある。
3. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係
 1. 役員給与の損算入の拡充
 - (1) 役員給与は原則損算入とすべき
 - (2) 同族会社も業績連動給与の損算入を認めるべき
 2. 交際費課税の適用期限延長

3. 欠損金繰戻還付の特例の適用期限延長

2. 所得税関係

1. 所得税のあり方
 - (1) 基幹税としての財源調達機能の回復
 - (2) 各種控除制度の見直し
各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。
 - (3) 個人住民税の均等割
地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

2. 少子化対策

3. 相続税・贈与税関係

1. 現在、政府等において、「資産移転の時期の選択に中立的な税制」の構築に向け、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税することが検討されている。制度を見直すに当たっては、格差拡大を防止することに留意する必要があるが、税負担が今以上に重くならない仕組みとすべきである。
2. 制度が見直されるまでの間、贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
 - (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
 - (2) 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

4. 地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し
令和3年度税制改正においては、固定資産税の税額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く措置が講じられた。令和4年度においてもコロナ禍の影響はまだ残るとみられており、令和3年度改正と同様の措置が必要である。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。
 - (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
 - (2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
 - (3) 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
 - (4) 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
 - (5) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。
2. 事業所税の廃止
事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。
3. 超過課税
住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。
4. 法定外目的税
法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。
5. その他
 1. 配当に対する二重課税の見直し
 2. 電子申告

石州 伍表殿 有限会社 ソーイングヨシモト
<http://www.goiden.net>

代表取締役

吉本 孝

■事務所

〒699-5301 島根県鹿足郡吉賀町柿木村柿木278-1
Tel: 0856(79)2042 Fax: 0856(79)2064

■工場

〒699-5301 島根県鹿足郡吉賀町柿木村柿木278-2
E-mail: info@goiden.net

令和3年度 支部巡回連絡協議会

吉賀支部

吉賀支部は、11月11日（木）「支部巡回連絡協議会」をむいかいち温泉ゆ・ら・らにおいて開催しました。最初に吉本吉賀支部長、森本会長の挨拶、続いて来賓を代表して中野益田税務署長からの挨拶の後、協議事項に移りました。

協議事項は、①令和3年度 本会事業報告を森本会長が現在までの活動状況について周知しました。次に②令和3年度の支部活動報告を吉本吉賀支部長が行い、続いて③会員増強、④法人会福利厚生制度について保険各社から説明を行って頂きました。最後に税務研修として益田税務署 賀元法人課税部門統括官より、インボイス制度の登録要領や電子帳簿保存法が改正、令和4年1月から施行され帳簿書類を電子的に保存する際の手続等が抜本的な見直しにより、従来の帳簿管理（紙）から電子帳簿保存に移行すること等について認識を深め、協議会を終了しました。本会の準備・開催等ご協力をして頂いた吉賀支部の皆様、大変ありがとうございました。



津和野支部

津和野支部は、11月25日（木）「支部巡回連絡協議会」を津和野町商工会本所において開催しました。今年度の津和野支部巡回連絡協議会は、第1回厚生委員会並びに福利厚生制度推進協議会との2部構成（併催）となりました。最初の厚生委員会は、鹿野担当副会長、村木委員長、森本会長の挨拶の後、①中法連組織・厚生合同委員会の概要を村木委員長から報告、②法人会福利厚生制度推進について保険各社から現状等の説明を受け、現在の加入状況等について認識しました。次に支部巡回連絡協議会に移行、初めに中谷津和野支部長、森本会長が挨拶し、続いて来賓を代表して中野益田税務署長からの挨拶の後、協議事項に移りました。

協議事項は、①令和3年度 本会事業報告、次に②令和3年度の支部活動報告を中谷津和野支部長が行い、続いて③会員増強、④法人会福利厚生制度について保険各社から説明を行い、最後に税務研修として益田税務署 賀元法人課税部門統括官より、電子帳簿保存法の改正に伴う電子取引等を重点に説明を受け、電子帳簿保存について認識を深め、協議会を終了しました。本会の準備・開催等ご協力をして頂いた津和野支部の皆様、大変ありがとうございました。



津和野支部 社会貢献活動

「殿町～鷺舞広場・稲成町河川公園の清掃活動」

津和野支部は、津和野町商工会観光部会と協力して10月7日（木）秋の行楽シーズンを控え、津和野観光のメインストリートである殿町から鷺舞広場、稲成町河川公園の清掃を26事業所51名で行いました。法人会では、地域経済・地域社会の活性化に向け、地域社会に融和できる「目に見える形に残る社会貢献活動」を推進することを基本方針に掲げており、同町内の会員等での地域貢献ができました。以下、今回清掃活動に参加していただいた法人会会員事業所（17社）を紹介します。

昌和道路(株)・石見紙工業(株)・(医)橘生堂・(有)サンデーズ・(有)澄川時計店・(有)石州造林・古橋酒造(株)・合資会社分銅屋・(有)山田竹風軒本店・(有)山田土木・(有)久城木工・日発建設(有)・(有)森本石材・(有)峰月堂・キヌヤ津和野店・(有)ホンダカーズ石見・津和野町商工会
※ 参加事業者は、支部事務局確認分のみです。



吉賀支部 社会貢献活動

「道の駅駐車場の清掃活動」

12月11日（土）益田法人会吉賀支部の社会貢献活動といたしまして、道の駅むいかいち温泉駐車場周辺の清掃活動を10事業所10名で行いました。吉本支部長の挨拶の後活動を開始、お陰様で天候に恵まれ、絶好の清掃日和となりました。落葉の時期で落ち葉集めが主体となりましたが、普段なかなかできない場所を重点に約1時間の清掃活動を行いました。

お忙しい中、参加頂きありがとうございました。なお、今回参加していただいた事業所を紹介します。

(株)泉屋産業・片山建設(株)・(有)ソーイングヨシモト・田原資材(株)・(株)MAC・(有)正木運送・西中国信用金庫 吉賀支店・北陽電気工事(株)・七日市出張所・(株)ロディック・吉賀町商工会

